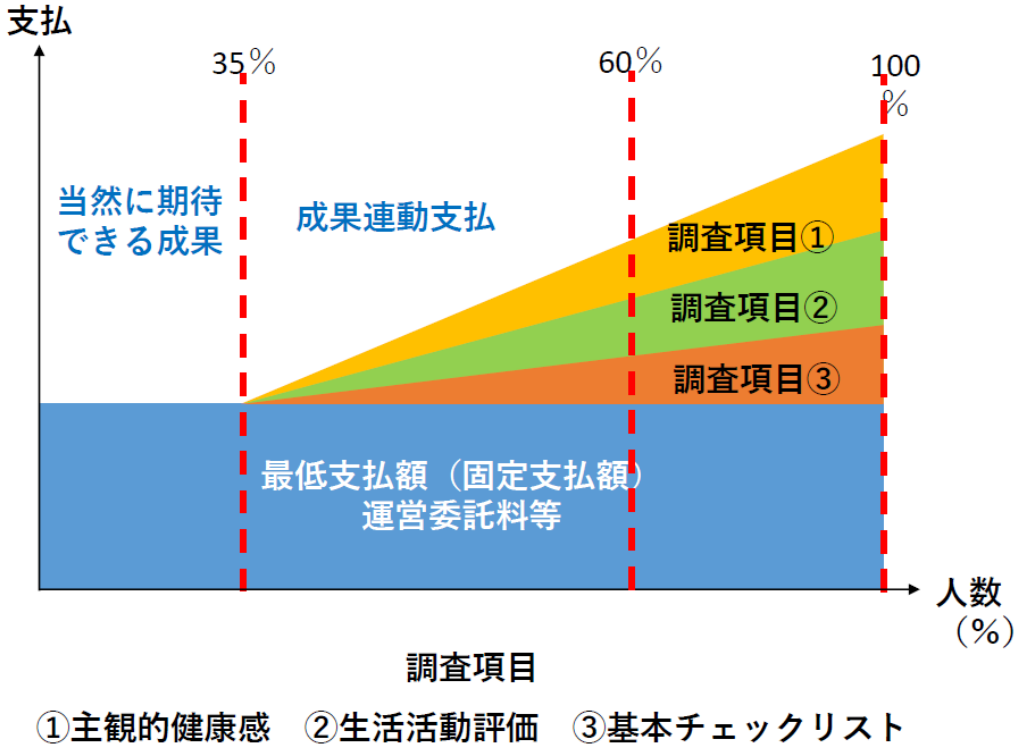
別紙３

成果連動支払部分（補足資料）

１　概略図



２　成果指標・支払基準（補足）

（１）　調査項目①主観的健康感のみ、改善者数に維持の場合も含む。

【例】　開始時「３.ふつう」、終了時「３.ふつう」　⇒　改善者に含む

（２）　開始時の点数が高い方は、終了時の点数との差がでにくくなるが、評価の調整は行わない。

（３）　修了者が１名で、基準値以上の成果が出た場合、「修了者×35％」は０人となり、当該１名について成果連動支払額が支払われる。

（４）　事業実施期間中に、利用者が不慮の怪我や病気により機能が低下した場合は、評価対象から除外する。除外の可否は、区で判断する。